

議案第140号

訴えの提起について

市営住宅の明渡し等の請求に関し、下記のとおり訴えをさいたま地方裁判所に提起し、又は和解するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により議決を求める。

平成25年9月4日提出

さいたま市長 清水 勇 人

記

- 1 事件の要旨 相手方は、市営住宅の家賃を長期にわたり滞納しており、再三にわたる催告にもかかわらず、これを支払わなかったため、市営住宅の明渡し等を求めるもの
- 2 請求の趣旨
 - (1) 相手方に対し市営住宅の明渡しを求めるもの
 - (2) 相手方に対し滞納家賃等の支払を求めるもの
 - (3) 相手方に対し訴訟費用の負担を求めるもの
- 3 訴訟遂行の方針
 - (1) 相手方から滞納家賃等を完納する旨の申入れがあり、かつ、その履行が見込まれる場合は、和解するものとする。
 - (2) 第1審又は第2審の判決の結果必要と認めた場合は、上訴するものとする。